## 質 問 回 答 書

2024年6月21日

## 「ラオス国電力公社事業計画・財務管理アドバイザー業務」

(公示日:2024年6月12日/公示番号:24a00335)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	10 頁	① 本邦招へいは日本で実施するリトリートプロ	ご理解の通り、本邦招へいはリトリートプログラム
	第4条2. (2)本邦研修・招へい	グラムのことを指すという理解で宜しいでしょ	のことを指します。発注者の事前の承諾により、
		うか。	本邦招へい実施業務の一部を再委託することは
		本邦招へいの研修プログラム等の一部または全	可能です。その場合の再委託費は定額計上金
		部を大学等に外注することは可能でしょうか。ま	額、つまり技術研修等支援業務契約の直接経費
		た、その場合の外注費は定額計上の「本邦招へ	に含まれます。
		いにかかる経費」の直接経費には含まれず、別	
		契約にて別途予算確保されるという理解で宜し	
		いでしょうか。	
2	22 頁	約 13.34 人月には「本邦招へいに関する業務	ご理解の通り、本体契約に係る業務量の目途は
	第3章2. (2)1) 業務量の目途	人月(1 人月)を含む(本経費は定額計上に含	12.34 人月です。
		まれる)。」とあるため、本見積における報酬の	
		計算基礎となる業務量は約 12.34 人月である	
		という理解で宜しいでしょうか。	
3	24 頁	①当該頁項目の本邦招へいに係る経費に含ま	① ご理解の通りです。
	第3章4.(4) 定額計上について	れている直接経費の内訳をご教示ください。	② 講師への謝金単価は「コンサルタント等契約
		(4号1人月の報酬が2,905,000円、直接経費	における研修・招へい実施ガイドライン」を参
		が 1,000,000 円と理解しております)	照してください。講義時間については、リトリ
		②大学講師等への諸謝金が上記直接経費に含	ートプログラム(本邦招へい)の提案を応募者

まれている場合には、前提となる謝金単価およ に求めているため、プロポーザルにて提案し び講義時間を合わせてご教示ください。 てください。 なお、貴機構「コンサルタント等契約における研 また、技術研修等支援業務契約にはご理解の通 修・招へい実施ガイドライン(2024年2月) 112頁 り実施業務に係る経費のみ含まれ、受入業務と において、「研修員/被招へい者の受入に係る 監理業務に係る経費は含まれません。実施業務 経費 (航空券、国内移動旅費、宿泊費、滞在 にて想定される経費の具体的な費目は「コンサル 費等)や研修監理員/同行案内人に係る経費 タント等契約における研修・招へい実施ガイドライ については、JICA が負担しますので、契約金 ンと一緒に掲載されている見積金額内訳書の様 額に含める必要はありません」との記載に則 式を参照してください。 り、被招へい者の受入に係る経費(航空券、 国内移動旅費、宿泊費、滞在費等)は含まれ ていないものと認識しております。 24 頁 当該頁項目において、「定額計上した経費につ 企画説明書に記載の「証拠書類に基づきその金 第3章4.(4) 定額計上について いては、証拠書類に基づきその金額の範囲内で | 額の範囲内で精算金額を確定します」とは、契約 精算金額を確定します。」と記載されている一方 締結後、業務の範囲や支出の内容が確定した段 で、貴機構「コンサルタント等契約における研修・ 階で、その内訳について打合簿を取り交わすこと 招へい実施ガイドライン(2024年2月)」1頁にお により精算金額が確定することを意味します。ま いては、「研修/招へい事業にかかる経費は、 た、定額計上金額の予算額確定には実費精算と ランプサム方式があります。詳細は経理処理ガイ 来日日程や人数の目途がついた段階で、価格 の妥当性を確認できる方法で必要経費を見積る ドラインを参照してください。 ことから、ランプサム方式とし、証憑書類に基づ 一方、定額計上項目のうち本邦招へいにかかる く精算手続きを行いません」との記載がございま 経費については、定額計上金額で契約締結した す。 あと、本邦招へいの来日日程や人数の目途がつ いた段階で、三者打合せ簿で確認した金額が確 定額計上項目のうち本邦招へいにかかる経費 定金額(ランプサム)になります。三者打合せ簿に の精算方法は、上記貴機構招へい実施ガイドラ インにおける規定を優先すると認識しております 添付する書類は研修・招へい詳細計画書、招へ が、齟齬がございましたらご指摘ください。 い日程表、見積金額内訳書(見積根拠資料を含

			む)になります。
	0.1 =	中 4% 4# 「 、 」」	
5	24 頁	貴機構「コンサルタント等契約における研修・招	
	第3章 4.(4) 定額計上について	へい実施ガイドライン(2024年2月)」1頁におい	
		て、「発注者による定額計上の金額にて技術研	理由を確認し、契約変更をします。
		修等支援業務実施契約を締結し、そのカリキュ	
		ラム及び日程が明らかになった時点(研修/招	
		へい事業開始の約1ヶ月前を目途)で打合簿に	
		て研修・招へい詳細計画及び必要経費を確定	
		し、ランプサム方式を適用します。なお、必要経	
		費が契約金額を超える場合には変更契約を行	
		います(2023 年 10 月以降に本体契約の締結	
		がなされた案件から適用します。)」との記載が	
		ございます。	
		上記より、本件においては、招へい事業のカリキ	
		ュラムが明らかになった時点で確定した必要経	
		費が当該頁項目の本邦招へいに係る経費を超	
		過した場合には、変更契約の対象となると認識	
		しております。齟齬がございましたらご指摘くださ	
		い。	
6	7頁	貴機構「コンサルタント等契約における研修・招	ご理解の通り、コンサルタント契約では実施業務
	第 2 章 第 4 条 2. (2) 本邦研修・	へい実施ガイドライン(2024 年 2 月)」3 頁に則	のみ実施していただきます。ただし、企画説明書
	招へい	り、受注者が実施する業務の対象は、「実施業	に記載の通り、本邦招へいに関する業務人月は
		務」のみであり、それ以外の「受入業務」及び「監	国内移動手配に関連し JICA が契約する旅行会
		理業務」は、貴機構の国内事業部/国内機関又	社への国内移動旅行の手配依頼書の送付、旅
		は事業担当部で対応されると認識しております。	行手配内容の調整・検収、国内機関への報告を

	齟齬がございましたらご指摘ください。	含みます。

以上